

令和7年度 第1回 長崎地方労働審議会家内労働部会の開催について

標記部会を下記のとおり開催いたします。

本部会は、全部公開とします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和8年3月3日（火）午前9時30分から
2 場 所 長崎労働局8階会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）
3 議 題

（1）長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止について
（2）その他

4 傍聴者数 若干名

5 要 領

（1）傍聴希望者は、別紙1「令和7年度 第1回 長崎地方労働審議会家内労働部会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。
<申込締切日は、令和8年2月27日（金）17時00分必着です。>

また、本部会においては、写真撮影・ビデオ撮影・録音等をお断りいたします。

（2）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。

（3）当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。

なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その 他

（1）傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

（2）車椅子でお越しになる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。

また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添え願います。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階
長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担当）賃金指導官 池田 和美

電話 : 095-801-0033

電子メール : chinginshitsu-nagasaki@mh1w.go.jp